



教えて！知ってトクする法律の話 第5号

長期休暇中は恋人と一緒に過ごす時間が長くなり、その分トラブルも増えがちです。蹴る・殴る等の身体的行為だけでなく、相手を精神的・経済的・性的に傷つける行動も「暴力」に当たります。

一緒にいる時間が長いときこそ気をつけよう！

相手が嫌がることをしてしまっていないか？

本当は嫌なことをされているのに、我慢していませんか？



相手が何も言わなくても、本当は嫌がっているかもしれません。たとえ相手のことが好きだからやっていることでも、相手が嫌がっているなら立派な暴力です。

一度立ち止まって、相手の気持ちを考えてみましょう。

行動によっては、相手を傷つけるだけでなく、犯罪に当たる可能性もあります。

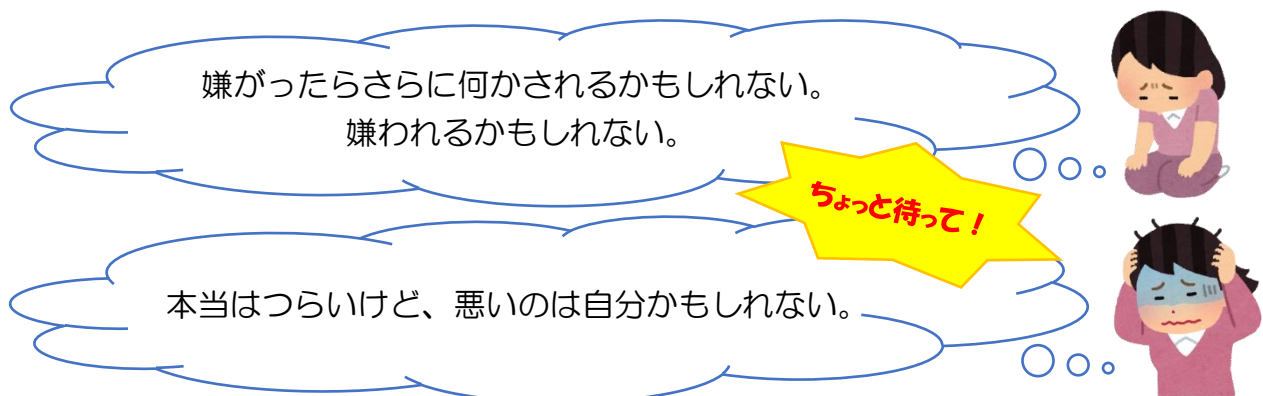
たとえば、こんな行動をして相手を傷つけていませんか？



身体的な暴力だけでなく、これらもすべて暴力です

<p>精神的な暴力</p> <p>大声で「殺すぞ」と怒鳴る 等</p> <p>※脅迫罪に当たる可能性があります。</p>	<p>性的な暴力</p> <p>性行為を強要する</p> <p>避妊に協力しない</p> <p>※強制わいせつ罪や強制性交等罪に当たる可能性があります。</p> <p>見たくないポルノビデオ等を見せる</p> <p>嫌がっているのに裸等を撮影する</p> <p>※児童ポルノ禁止法違反や各自治体の迷惑防止条例違反に当たる可能性があります。</p> <p>中絶を強要する 等</p>
<p>経済的な暴力</p> <p>デート費用を全く払わない</p> <p>お金を勝手に使う</p> <p>※窃盗罪に当たる可能性があります。</p> <p>借りたお金を返さない 等</p>	

相手に嫌なことをされたとき、こんな風に考えて、我慢していませんか？



直接相手に嫌だと伝えることが怖い、嫌われてしまうのが嫌だ、と思う場合は、誰かに相談してみましょう。

相談窓口

けいしちょうそうごうそうだん
警視庁総合相談センター

どこに相談をすれば良いかわからないとき、関連する相談窓口につないでくれます。

電話番号 #9110 又は 03-3501-0110

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/madoguchi/sogo.html>

だんじょきょうどうさんかくきょく
男女共同参画局 DV相談ナビ

周りの人には話しづらいときでも、相談に乗ってくれる人がいます。相談窓口ではあなたの秘密は守られるので安心してください。

電話番号 #8008

下記 URL 又は「デートDV」で検索

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/victim.html#soudan

チャイルドライン

いきなり相談窓口にアクセスするのは勇気がいる場合、たださみしいときでも利用できる窓口もあります。

電話番号 0120-99-7777

<https://childline.or.jp/>

ヤング・テレホン・コーナー

有害サイトにアクセスしてトラブルになってしまった、ネットで知り合った相手に裸の写真を送ってしまった、など、未成年の相談を24時間受け付けています。

電話番号 03-3580-4970

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shonen/young.html>

担当：小林 花梨、福本 滯

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO